



# オンライン資格確認の導入に伴う 健康保険証等について

## 個人を識別する枝番が新たに設けられます

保険医療機関等の窓口において、マイナンバーによる情報連携を活用した健康保険のオンライン資格確認が令和3年3月(予定)から開始されることに伴い、健康保険証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証に現行の記号・番号に加え個人(被保険者・各被扶養者)を識別する2桁の枝番が新設されます。

当健康保険組合においては、令和3年3月1日以降に交付する証から枝番を表示します。

現行：記号・番号	導入後：記号・番号・枝番
例 被保険者：12-345	例 被保険者：12-345-00
被扶養者A：12-345	被扶養者A：12-345-01
被扶養者B：12-345	被扶養者B：12-345-02

## 当健康保険組合の健康保険証の様式変更について

令和3年3月1日以降に交付する健康保険証から様式を変更します。

変更事項	現行	新様式
枝番表示	なし	あり
カード証の色	ブルー	ピンク
事業所の名称・住所の記載	あり	なし
裏面の臓器提供表示欄	なし	あり

## 健康保険被保険者証(イメージ)

(表面)

健康保険被保険者証

本人(被保険者) 令和2年4月6日交付  
記号 18 番号 19

氏名 近畿 太郎 性別 男

生年月日 平成1年2月3日

資格取得年月日 令和2年4月5日

事業所所在地 大阪市中央区南船場1-2-3

事業所名称 ●●株式会社

保険者所在地 大阪市中央区南船場1丁目16番13号

保険者番号・名称 020273114 近畿電子産業健康保険組合 ④  
☎ 06 (4708) 7451

QRコード

(裏面)

注意事項

- 保険医療機関等で診療を受ける場合は、その都度この証をその窓口へ提出してください。
- 被保険者資格・被扶養者資格が無くなった場合、またはこの証の記載事項に変更があった場合は、すぐにこの証を事業主(任意継続の方は近畿電子産業健康保険組合)へ連絡のうえ返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲戒の処分を受けます。
- 住所を自署して大切にお持ちください。

住所

(備考)

現行

(表面)

健康保険被保険者証

本人(被保険者) 令和 年 月 日交付  
記号 18 番号 19 (枝番)00

氏名 近畿 太郎

生年月日 平成1年2月3日 性別 男

資格取得年月日 令和2年4月5日

事業所所在地 大阪市中央区南船場1丁目16番13号

保険者番号・名称 020273114 近畿電子産業健康保険組合 ④  
☎ 06 (4708) 7451

QRコード

(裏面)

注意事項

保険医療機関等で診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。

住所

備考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

◀1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。▶

【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

[特記欄: ]

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆): 家族署名(自筆):

新様式

## 🌐 令和3年2月28日以前に交付した加入者の健康保険証について

令和3年11月頃に事業所を通じて、新健康保険証に更新します。(詳細は事業所を通じてお知らせします。)

なお、健康保険証以外の高齢受給者証や限度額適用認定証等については、健康保険証と同時に提示するものであることから、更新は行いません。

※更新までの間は、枝番の記載がない健康保険証を使用することになりますが、システム上は枝番が付与されていますので、オンライン資格確認にも対応可能です。

## 🌐 オンライン資格確認とは

令和3年3月(予定)から保険医療機関等の窓口において、健康保険証又はマイナンバーカード※の提示により、マイナンバーによる情報連携を活用した健康保険の資格の確認等ができるようになります。

**前提条件：医療保険者にマイナンバーを登録している。  
オンライン資格確認環境が整備されている  
保険医療機関等で受診。**

※マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、事前にマイナポータルで登録手続きが必要となります。

マイナポータル

検索

